

(高等裁判所経由)

宇地裁総第304号

(組ろー05)

平成25年2月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

宇都宮地方裁判所長 綿 引 万里子

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度における標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 査察日程

別紙第1及び別紙第2のとおり

2 査察の結果

別紙第3のとおり

(別紙第1)

事 務 査 察 日 程

自庁査察日程

査察月日	被査察執行官		査 察 官		備 考
	庁 名	氏 名	官 職	氏 名	
6月5日(火)	本 庁 真岡支部	大島直之 栗田照三 川上進	判 事 判 事 民事首席書記官 民事次席書記官 民事訟廷管理官 庶務課長 主任書記官 主任書記官 事務局長 会計課長 会計課課長補佐	岩坪朗彦 森 剛 茂木弘子 加藤典克 新井弘明 正木 充 田中邦久 早乙女浩之 井上幸雄 堀川浩司 須藤 栄	本庁において実施
6月11日(月)	栃木支部	深谷昌司 伊澤 浩	判 事 庶務課長 総括執行官	浦木厚利 大原二三夫 大島直之	
6月18日(月)	足利支部	手塚則之	判 事 庶務課長 総括執行官	畠山 新 中村 朗 大島直之	
6月25日(月)	大田原支部	関谷俊夫 上野一志	判 事 庶務課長 総括執行官	杉山正明 平石雅人 大島直之	

(別紙第2)

事務査察日程

全庁査察日程

査察月日	被査察執行官		査 察 官		備 考
	庁 名	氏 名	官 職	氏 名	
11月5日(月)	栃木支部	深谷昌司 伊澤 浩	民事首席書記官 主任書記官 庶務課長 主任書記官 総括執行官 事務局次長 会計課長 会計課主任 共済組合係長	茂木弘子 早乙女浩之 大原二三夫 狩俣辰男 大島直之 井上幸雄 工藤兼治 大坪伸尚 谷中純子	
11月9日(金)	犬田原支部	関谷俊夫 上野一志	民事次席書記官 主任書記官 庶務課長 主任書記官 総括執行官 会計課長 経理係長 会計課主任	加藤典克 田中邦久 平石雅人 坂本裕亮 大島直之 堀川浩司 入江良幸 渡邊正人	
11月16日(金)	足利支部	手塚則之 深谷昌司 伊澤 浩	民事次席書記官 庶務課長 主任書記官 総括執行官 事務局次長 会計課長 経理係長 用度係長	加藤典克 中村 朗 狩俣辰男 大島直之 大和谷 教 堀川浩司 入江良幸 藤田貴仁	
11月22日(木)	本庁 真岡支部	大島直之 栗田照三 川上昌進 深谷昌司 伊澤 浩	判 事 判 事 民事首席書記官 民事次席書記官 民事訟廷管理官 庶務課長 主任書記官 主任書記官 事務局次長 会計課長 会計課長補佐	岩坪朗彦 森 剛 茂木弘子 加藤典克 秋枝和子 正木 充 田中邦久 早乙女浩之 井上幸雄 堀川浩司 工藤兼治	本庁において実施

(別紙第3)

宇都宮地方裁判所執行官事務査察結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 執行官の配置及び事務分配等

別紙1のとおりである。

(2) 強制執行事件

ア 処理状況

別紙2のとおりである。

強制執行の着手までの期間が31日以上的事件が数件あったが、いずれも債権者側の事情等、理由があるものであり、特に問題が生じている状況はなかった。

イ 未済事件進行状況

別紙3のとおりである。また、係属中の長期未済事件は別紙3の1のとおりである。

(3) 現況調査事件

報告書未提出状況は、別紙4のとおりである。本庁において、物件が広大で特定が困難であるためや、占有者の協力が得られず、占有調査に時間を要するため、提出期限を3箇月以上経過する見込みの事件が2件あった。やむを得ない面もあるが、債権者の早期換価の利益を損なわないためにも、早期に提出するよう促した。併せて、提出期限を経過する可能性が高い事件については、早めに執行裁判所に相談するよう指導した。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

事件記録では、資格証明書・委任状の追完もれ、調書では、印もれ、別紙もれ、執行に立ち会った者等の署名押印欄に押印がないことの理由の記載のないものが見受けられ、その他、当事者名のシステムへの誤入力、本庁で支部の事件をも集約処理している場合の受付日付印の誤捺等が見受けられたので、注意を促し

た。それ以外の点については、概ね適正に処理されていた。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

執行費用計算書は丁寧に記載されており、事件終了後の清算手続も速やかに処理されていた。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

いずれの帳簿諸票も、丁寧に記載、整理されており、問題は認められなかった。また、帳簿諸票、記録とも適正に保存され、保存期間が終了したものについては、速やかに廃棄手続が執られていた。

6 執行官が使用する事務員に関する事項

各事務員は、豊富な経験を生かして意欲的に執務しており、各種帳簿の記載状況や事務室・金庫内の整理状況等につき検分したが、特段指摘すべき点はなかった。ただし、執行官側は、事務員の日常の仕事振りから、仕事を事務員に任せている部分があるため、総括執行官に対し、事務員の指導、管理面にも一層目配りするよう指導した。

(別紙 1)

宇都宮地方裁判所管内の執行官の配置及び兼務庁における
執務日並びに事務の分配及び代理順序等に関する定め

配置庁	兼務庁 執務日	執 行 官	事 務 分 配		代 理 順 序
			現況調査	動産執行等	
本 庁 (兼務) 真岡支部	随 時	大島 直之	集約前本庁管轄 各 3 分の 1		(第 1 順位) 当該執行官が執務する 庁の他の執行官 (第 2 順位) 大田原支部の執行官 につき、本庁の執行官 栃木支部及び足利支部 の執行官につき、相互 の執行官 (第 3 順位) 大田原支部の執行官 につき、他の支部の執 行官 栃木支部及び足利支 部の執行官につき、本 庁の執行官
		栗田 照三 川上 進	同真岡支部管轄 各 3 分の 1	各 2 分の 1 真岡支部管轄 各 2 分の 1	
大田原支部		関谷 俊夫 上野 一志	各 2 分の 1	各 2 分の 1	
栃木支部 (兼務) 本庁 足利支部	随 時	深谷 昌司 伊澤 浩	集約前栃木支部管轄 各 2 分の 1	各 2 分の 1	
			足利支部管轄 各 8 分の 1	足利支部管轄 各 8 分の 1	
足利支部		手塚 則之	4 分の 3	4 分の 3	

(施行 平成 24 年 4 月 1 日)

(別紙2)

強 制 執 行 事 件 (平成24. 4～24. 10)

新受件数及びその処理状況

宇都宮地方裁判所 執行官室

区 別 執行官別事件	新受	既済	未済	未着手	着 手 ま で の 期 間					未着手 取下
					7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	31日 以上	
執行官 栗 田 照 三										
執(イ)・・・差押	49	47	2		46	1	2			
執(ロ)・引明渡等	56	51	5	2	47	2	4	1		
執(ハ)・・・保全	2	1	1		2					
執行官 大 島 直 之										
執(イ)・・・差押										
執(ロ)・引明渡等										
執(ハ)・・・保全										
執行官 川 上 進										
執(イ)・・・差押	49	45	4	3	40	2	2	1		1
執(ロ)・引明渡等	51	42	9	1	17	12	20	1		
執(ハ)・・・保全	3	2	1		3					
執(イ)・・・差押										
執(ロ)・引明渡等										
執(ハ)・・・保全										
合 計										
執(イ)・・・差押	98	92	6	3	86	3	4	1	0	1
執(ロ)・引明渡等	107	93	14	3	64	14	24	2	0	0
執(ハ)・・・保全	5	3	2	0	5	0	0	0	0	0

新受件数及びその処理状況

[illegible]

強 制 執 行 事 件 (平成24. 4～24. 9)

新受件数及びその処理状況

宇都宮地方裁判所栃木支部 執行官室

区 別 執行官別事件	新受	既済	未済	未着手	着 手 ま で の 期 間					未着手 取下	
					7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	31日 以上		
執行官 深 谷 昌 司											
執(イ)……差押	32	31	1	1	23	3	5	0	0		
執(ロ)・引明渡等	13	13	0	0	5	0	3	0	0	5	
執(ハ)……保全	3	0	3	0	1	2	0	0	0		
執行官 伊 澤 浩											
執(イ)……差押	31	30	1	1	27	2	0	0	1		
執(ロ)・引明渡等	15	12	3	0	12	0	3	0	0		
執(ハ)……保全	3	3	0	0	1	2	0	0	0		
執(イ)……差押											
執(ロ)・引明渡等											
執(ハ)……保全											
執(イ)……差押											
執(ロ)・引明渡等											
執(ハ)……保全											
合 計											
執(イ)……差押	63	61	2	2	50	5	5	0	1	0	
執(ロ)・引明渡等	28	25	3	0	17	0	6	0	0	5	
執(ハ)……保全	6	3	3	0	2	4	0	0	0	0	

新受件数及びその処理状況

[illegible]

強 制 執 行 事 件 (平成24. 4～24. 10)

新受件数及びその処理状況

宇都宮地方裁判所大田原支部 執行官室

宇都宮地方裁判所入田原文部 執行官室

区 別 執行官別事件	新受	既済	未済	未着手	着 手 ま で の 期 間					未着手 取下
					7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	31日 以上	
執行官 関 谷 俊 夫										
執(イ)……差押	4	3	1	1	3	0	0	0	0	0
執(ロ)・引明渡等	12	10	2	1	7	3	1	0	0	0
執(ハ)……保全	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
執行官 上 野 一 志										
執(イ)……差押	6	6	0	0	6	0	0	0	0	0
執(ロ)・引明渡等	17	16	1	1	9	5	2	0	0	0
執(ハ)……保全	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計										
執(イ)……差押	10	9	1	1	9	0	0	0	0	0
執(ロ)・引明渡等	29	26	3	2	16	8	3	0	0	0
執(ハ)……保全	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0

(別紙3)

強制執行事件未済進行状況(平成24. 10. 31現在)

宇都宮地方裁判所 執行官室

執行官名	事件番号	受理日	債務者	進行状況等
栗田	18 (口) 128	H18.10.26	■■■■■	強制管理 (H18. 11/8着手 継続中)
栗田	24 (イ) 127	H24.10.9	■■■■■	動産執行 10/19着手 11/1取下
栗田	24 (イ) 129	H24.10.18	コウケン産業(株)	動産執行 10/22差押 11/22競売期日 建物引渡 10/22催告 11/22断行予定
栗田	24 (口) 128	H24.10.18	コウケン産業(株)	
栗田	24 (口) 126	H24.10.12	■■■■■	不動産引渡 10/18催告 11/15引渡完了
栗田	20 (口) 130	H24.10.22	■■■■■	不動産引渡 10/23臨場中止 11/3催告 12/3断行予定
栗田	24 (口) 131	H24.10.27	■■■■■	動産引渡 11/5引渡完了
栗田	24 (口) 133	H24.10.30	■■■■■	建物引渡 11/6催告 12/6断行予定
栗田	24 (ハ) 7	H24.6.25	■■■■■	仮処分 (6/28着手 係属中) 宇地裁第1民事 24(7)■■■■■
川上	20 (口) 181	H20.12.5	(株)グット・ヒル	収益執行 5/18配転替 継続中
川上	24 (イ) 131	H24.10.24	■■■■■	動産執行 10/24着手 11/2取下
川上	24 (イ) 137	H24.10.27	■■■■■	動産執行 11/6不能
川上	23 (イ) 140	H24.10.30	■■■■■	動産執行 11/8不能 建物明渡 11/8催告 12/7断行予定
川上	24 (口) 132	H24.10.30	■■■■■	
川上	24 (イ) 86	H24.8.22	■■■■■	動産執行 11/12取下 11/12再申立24(イ)144 建物収去・土地明渡 8/24催告 期日後日指定
川上	23 (口) 86	H24.8.8	■■■■■	
川上	24 (口) 87	H24.8.8	■■■■■	
川上	24 (口) 110	H24.9.12	■■■■■	建物引渡 10/3催告 11/1断行延期 11/22引渡予定
川上	24 (口) 119	H24.9.28	■■■■■	不動産引渡 10/12催告 11/9引渡完了

(注) 本表は平成24年10月31日時点の全ての未済事件について作成する。

強制執行事件未済進行状況(平成24. 10. 31現在)

宇都宮地方裁判所 執行官室

[illegible]

(注) 本表は平成24年10月31日時点の全ての未済事件について作成する。

強制執行事件未済進行状況(平成24. 10. 31現在)

宇都宮地方裁判所真岡支部 執行官室

[illegible]

(注) 本表は平成24年10月31日時点の全ての未済事件について作成する。

強制執行事件未済進行状況(平成24. 9. 30現在)

宇都宮地方裁判所栃木支部 執行官室

執行官名	事件番号	受理日	債務者	進行状況等
深谷	21 (口) 66	H21.12.1	(有)手束商事	担保不動産収益執行 H21.12.4着手 継続中
深谷	24 (イ) 86	H24.9.28	サン・コスモス都賀(株)	動産執行 (H24.10.6 完了)
深谷	24 (ハ) 1	H24.2.8	(有)坂尾商事	仮処分(占有移転禁止) H24.2.15執行 保管中
深谷	24 (ハ) 5	H24.4.24	██████████	仮処分(占有移転禁止) H24.5.2執行 保管中 H24.10.4 点検
深谷	24 (ハ) 6	H24.4.24	老沼総合建設株式会社	
深谷	24 (ハ) 9	H24.9.12	(株)アイウィル	仮処分 H24.9.13 着手 H24.10.12 保管替え
伊澤	24 (イ) 88	H24.9.28	██████████	動産執行 (H24.10.1 不能)
伊澤	24 (口) 44	H24.9.7	(株)愛染重起興業	土地・建物明渡 H24.9.28断行済み H24.10.12目的外動産競り売り
伊澤	24 (口) 45	H24.9.7	(株)愛染重起興業	
伊澤	24 (口) 48	H24.9.14	██████████	建物明渡 H24.9.26催告 H24.10.22断行
伊澤	22 (ハ) 11	H22.9.3	(有)チャンピオン化成	仮処分(占有移転禁止) H22.9.13執行 保管中 H23.3.30一部解放、点検 本案(栃木支部22(7)██████)係属中 H24.9.27点検 本案は控訴審継続中
伊澤	24 (ハ) 2	H24.2.16	老沼総合建設株式会社	仮処分(占有移転禁止) H24.2.21執行 保管中 H24.10.4点検

(注) 本表は平成24年9月30日時点の全ての未済事件について作成する。

強制執行事件未済進行状況(平成24. 10. 31現在)

宇都宮地方裁判所足利支部 執行官室

執行官名	事件番号	受理日	債務者	進行状況等
手塚	24(イ) 31	H24.10.9	株式会社松島製作所	11/22臨場予定(立会希望)
手塚	24(ロ) 16	H24.8.6	株式会社アイバプロダクツ	8/6民事執行法上の保全処分、執行官 保管中
手塚	24(ロ) 17	H24.8.6	株式会社ウドー	〃
手塚	24(ロ) 18	H24.8.6	〃	〃
手塚	24(ロ) 19	H24.8.6	〃	〃
手塚	24(ロ) 22,23	H24.8.22	〃	転居を促し、その面談実施中である
手塚	24(ロ) 32,33	H24.9.25	〃	11/9催告予定
手塚	24(ロ) 34,35	H24.10.25	〃	11/2催告、11/15断行予定
手塚	24(ロ) 36,37	H24.10.29	〃	11/15催告予定

(注) 本表は平成24年10月31日時点の全ての未済事件について作成する。

強制執行事件未済進行状況(平成24. 10. 31現在)

宇都宮地方裁判所大田原支部 執行官室

執行官名	事 件 番 号	受 理 日	債 務 者	進 行 状 況 等
関 谷	24 (イ) 12	H24.6.1	太陽住宅興業株式会社	評価人の選定中
関 谷	24 (ロ) 33	H24.10.12		10月16日催告, 11月16日断行予定
関 谷	24 (ロ) 35	H24.10.23		11月5日催告予定
関 谷	24 (ハ) 1	H24.6.18		執行官保管中(保管物件:建物)
関 谷	22 (ハ) 1	H22.4.20		執行官保管中(保管物件:土地)
上 野	24 (ロ) 36	H24.10.30		未定
上 野	22 (ハ) 2	H22.5.11		平成22年5月12日 保全執行
上 野	22 (ハ) 3	H22.5.11		平成22年5月12日 執行官保管中

(注) 本表は平成24年10月31日時点の全ての未済事件について作成する。

執 (イ) 長期未済事件一覽表
(ロ)
(ハ)

(平成24年10月31日現在)

[illegible]

- (1) 一覧表を作成する際は、必ず事件記録と対照すること。
- (2) 長期未済事件とは、平成22年10月31日までに受理した事件をいうものとする。

(一)
執 (口) 長期未済事件一覽表
(ハ)

宇都宮地方裁判所真岡支部 執行官室

(平成24年10月31日現在)

[illegible]

- (1) 一覧表を作成する際は、必ず事件記録と対照すること。
- (2) 長期未済事件とは、平成22年10月31日までに受理した事件をいうものとする。

執 (イ) 長期未済事件一覽表
(ロ)
(ハ)

宇都宮地方裁判所栃木支部 執行官室

(平成24年9月30日現在)

[illegible]

- (1) 一覧表を作成する際は、必ず事件記録と対照すること。
- (2) 長期未済事件とは、平成22年10月31日までに受理した事件をいうものとする。

執 (イ) 長期未済事件一覽表
(ロ)
(ハ)

宇都宮地方裁判所足利支部 執行官室

(平成24年10月31日現在)

[illegible]

- (1) 一覧表を作成する際は、必ず事件記録と対照すること。
- (2) 長期未済事件とは、平成22年5月31日までに受理した事件をいうものとする。

執 (イ) 長期未済事件一覽表
(ロ)
(ハ)

宇都宮地方裁判所大田原支部 執行官室

(平成24年10月31日現在)

[illegible]

- (1) 一覧表を作成する際は、必ず事件記録と対照すること。
- (2) 長期未済事件とは、平成22年10月31日までに受理した事件をいうものとする。

(別紙4)

不動産現況調査報告書未提出一覧表

宇都宮地方裁判所 執行官室

(平成24年10月31日現在)

執行官名	事 件 番 号	正本受領日	提出期限	提出予定日	遅 延 理 由 等
大島	24 (ヌ) 33	H24.9.11	H24.10.18	11月末	一軒家5軒の貸家物件。 占有者が非協力である。調査中。
大島	24 (ケ) 186	H24.7.20	H24.8.30	12月末	広大な物件であり、特定困難。 評価人と協議の上調査中。
大島	24 (ケ) 249	H24.9.11	H24.10.16	11/5提出済	
大島	24 (ケ) 251	H24.9.11	H24.10.19	11/5提出済	
大島	24 (ケ) 252	H24.9.18	H24.10.22	11/5提出済	
大島	24 (ケ) 266	H24.9.18	H24.10.30	11月中旬	相続財産管理人より鍵を借用予定。 近日調査予定。
深谷	24 (ケ) 178	H24.7.5	H24.8.16	11月中	調査は概ね終了。所有者と入居者間 で種々の紛争があり、資料が出て来 にくい。 物件6の入居者の契約関係を確認 中。
深谷	24 (ケ) 201	H24.7.27	H24.9.5	11月中	調査は概ね終了。境界の確認に手間 取った。入居者の権利関係を確認 中。 11/1に一応の回答があったが役に立 たない。
深谷	24 (ケ) 264	H24.9.18	H24.10.26	11月中旬	後行24(ケ)282あり。 10/22に現地調査、補充調査中。
					以 上

宇都宮地方裁判所足利支部 執行官室

[illegible]

不動產現況調查報告書未提出一覽表

宇都宮地方裁判所大田原支部 執行官室

(平成24年10月31日現在)

[illegible]